

よくあるご質問

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|---|---|
| 1 | 補助対象 | 補助対象となる家電は、どこで確認できますか。 | 販売店で確認するか、省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/) で確認ができます。 |
| 2 | 補助対象 | 買い換え予定の家電製品の省エネ基準達成率がわかりません。 | 販売店で確認するか、省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/) で確認ができます。 |
| 3 | 補助対象 | 対象となるエアコンを教えてください。 | 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2027年度)のエアコンが対象となります。 |
| 4 | 補助対象 | 対象となる給湯器を教えてください。 | 省エネ基準達成率100%以上(目標年度2025年度)のエコキュート、ガス温水機器、石油温水機器が対象となります。 |
| 5 | 補助対象 | JIS C9901とは何ですか。 | 日本産業規格の一つで、電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法やその表示方法を標準化したものです。 |
| 6 | 補助対象 | リユース品は対象になりますか。 | 対象となりません。 新品・未使用品であるものが対象です。 |
| 7 | 補助対象 | リース・レンタル品は対象となりますか。 | 対象となりません。 リースなど補助申請者に所有権がないものは対象外となります。 |
| 8 | 補助対象 | 省エネ型製品情報サイトのリストに載っていないエアコンは、補助対象になりますか。 | 対象となりません。 |
| 9 | 補助対象 | 2010年度の省エネ基準達成率が100%以上のエアコンに買い換える場合、補助の対象となりますか。 | 対象となりません。 対象となる省エネ基準達成率の目標年度は、エアコン2027年度となります。 |
| 10 | 申請条件 | 令和5年4月1日(対象期間前)に購入した場合、補助の対象となりますか。 | 対象となりません。 令和5年6月1日以降に申請し、交付決定を受けてから発注したものであり、同年10月31日までに設置が完了するものが対象となります。 |
| 11 | 申請条件 | 令和5年5月31日(対象期間前)に対象製品を撤去し、令和5年6月1日(対象期間内)に対象製品へ買い換え、設置した場合、補助の対象となりますか。 | 対象となりません。 令和5年6月1日以降に申請し、交付決定を受けてから発注するものが対象となります。 |
| 12 | 申請条件 | 購入する店舗の指定はありますか。 | 青森市内に所在する店舗で購入するものが対象となります。 |
| 13 | 申請条件 | インターネット(ECネット:ネット上にある電子商取引(イーコマース)に対応するサイト)で購入した家電等は対象になりますか。 | 対象となりません。 市内の販売店舗で購入したものが対象となります。 |
| 14 | 申請条件 | 申請者と購入者が異なる場合、申請できますか。 | 申請できません。 補助対象製品を購入した方が申請してください。 |
| 15 | 申請条件 | 事業所と併用住宅であり、法人名義で補助対象製品を購入した場合、補助の対象となりますか。 | 補助の対象外です。 個人を対象とした補助事業となります。 |

よくあるご質問

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|---|--|
| 16 | 申請条件 | 住民票では別世帯となっていますが、親と二世帯住宅に居住している場合、申請回数はどうなりますか。 | 住民票（世帯全員）の写しに記載されている方を世帯構成員とみなします。二世帯住宅など同じ住所に居住されている場合であっても、別世帯であればどちらの世帯も1回申請することができます。 |
| 17 | 申請条件 | 市内に居住とはいつ現在のことですか。 | 申請日時点となります。 |
| 18 | 申請条件 | 特定家電用機器再商品化法とはどのような法律ですか。 | 家電リサイクル法のことです。一般家庭等から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。 |
| 19 | 申請条件 | 家電リサイクルの方法を教えてください。（対象製品：エアコン） | 新しいエアコンを購入した店舗等に買い換え前のエアコンの家電のリサイクルを依頼してください。その際、実績報告の添付資料となる「家電リサイクル券排出者控」を必ず受け取ってください。 |
| 20 | 申請条件 | 買い換え前の製品に対し、消費電力量等の基準はありますか。 | 買い換え前の家電等に特段の要件はありません。 |
| 21 | 申請条件 | 古い給湯器を1台廃棄して、エアコンを1台購入する場合は、補助の対象となりますか。 | 対象となりません。買い換え前の製品の機能を有する製品が対象となります。 |
| 22 | 申請条件 | エアコンを1台廃棄して、新たに3台購入する場合は、補助の対象となりますか。 | 1台のみ対象となります。補助の対象となるのは、エアコン、給湯器の各1台につき1台までとなります。 |
| 23 | 申請条件 | エアコンを1台知人に譲り、新たに1台購入する場合は、補助の対象となりますか。 | 対象となりません。リサイクル処分を伴う買い換えを対象としており、補助金の実績報告には、家電リサイクル券排出者控の写しを添付していただく必要があります。 |
| 24 | 申請条件 | 買い換え前のエアコンをリサイクルショップ等に売り払い、新たなエアコンを購入する場合は、補助の対象となりますか。 | 対象となりません。リサイクル処分を伴う買い換えを対象としており、補助金の実績報告には、家電リサイクル券排出者控の写しを添付していただく必要があります。 |
| 25 | 申請条件 | 新たにエアコンを購入（追加）する場合、補助の対象となりますか。 | 対象となりません。リサイクル処分を伴う買い換えを対象としており、補助金の実績報告には、家電リサイクル券排出者控の写しを添付していただく必要があります。 |
| 26 | 申請条件 | 個人で購入し、事業所に設置する場合は、補助の対象となりますか。 | 対象となりません。本補助金は家計負担軽減が目的であるため、事業目的での購入は対象となりません。 |
| 27 | 申請条件 | 申請回数に制限がありますか。 | 1世帯当たり1回の申請に限ります。エアコンと給湯器を購入された場合は、1回にまとめて申請してください。 |
| 28 | 申請条件 | 青森市外に住んでおり、青森市への転入を予定していますが、補助の対象となりますか。 | 青森市に転入後、対象期間内に買い換えた場合は対象となります。 |

よくあるご質問

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|---|---|
| 29 | 申請条件 | エアコンの購入者と家電リサイクル排出者が異なる場合、申請できますか。 | エアコンの購入者（申請者）と家電リサイクル排出者は、原則として同一である必要があります。ただし、購入者（申請者）と排出者が異なる場合は、申請時に確認する住民票（世帯全員）の写しで、同一世帯であることが確認できれば、実績報告に添付していただいてもかまいません。 |
| 30 | 申請条件 | 世帯主以外は申請できませんか。 | 申請できます。ただし、申請は、1世帯1回限りです。 |
| 31 | 申請条件 | 市内のホームセンターや工務店等で購入する場合は、補助の対象となりますか。 | 市内に所在する店舗であれば、対象となります。ただし、インターネット等による購入は対象ではありません。 |
| 32 | 申請条件 | 家電等を購入する前に、申請する必要がありますか。 | 購入前に申請が必要です。見積書を添付して申請していただき、交付決定後に正式に販売店へ発注してください。 |
| 33 | 申請条件 | エアコンの購入店舗以外の業者に買い換え前の家電リサイクル処分をお願いしたい場合、補助の対象となりますか。 | 処分業者の指定はありません。家電リサイクル券排出者控の写しの提出が可能であれば補助の対象となります。 |
| 34 | 申請条件 | 見積依頼時に、設置完了が11月以降になると言われました。申請は可能ですか。 | 申請は、対象期間内の設置が完了することを条件としていますので、申請できません。対象期間内に設置完了可能な店舗からの見積をご検討ください。 |
| 35 | 申請条件 | 国土交通省が実施する「こどもエコすまい支援事業」と併用できますか。 | 併用できません。青森市省エネ家電等買い換え促進事業補助金は国費から充当されるため、重複して国の補助制度から補助を受けることはできません。 |
| 36 | 申請条件 | 申請書にある「青森市が実施する調査」とはどういった内容ですか。 | 省エネの取組状況や購入された家電の使用状況等のアンケート調査に御協力いただくことを想定しています。 |
| 37 | 申請条件 | 交付決定を受け、販売店に正式に発注したところ、販売店から令和5年10月31日までに設置を完了できないと言われました。どうすればいいですか。 | 発注を一旦中止し、10月31日までに設置が完了できる販売店を探してください。対応可能な販売店が見つかりましたら、見積書を依頼し、事業変更の承認申請を提出してください。 |
| 38 | 対象経費 | エアコン、給湯器を1台ずつ購入した場合は、すべて補助対象となりますか。 | 補助の対象となります。ただし、給湯器は、エコキュート、ガス温水機器、石油温水機器のいずれかの購入に限ります。 |
| 39 | 対象経費 | 補助台数の制限はありますか。 | 補助台数は、エアコン、給湯器それぞれ1台までです。複数台購入した場合は、最も高い製品の購入費を補助対象経費として申請してください。 |
| 40 | 対象経費 | 補助対象経費について、消費税は、税込み・税抜きのどちらになりますか。 | 補助対象経費には消費税は含みません。 |

よくあるご質問

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|--|--|
| 41 | 対象経費 | 申請書に添付する見積書の金額が税込み価格で表示されています。税抜き価格を計算した場合、小数点以下が出てしまいますが、どのように計算すればよいですか。 | 可能であれば、販売店に税抜き価格がわかる見積書を依頼してください。 不可能であれば、税込み価格を1.1で割り返した値に、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てた額を補助対象経費としてください。 (例) 税込み120,000円 \div 1.1=109,090.9円 1円未満切り捨て109,090円=補助対象経費 109,090円 \times 1/4=27,272円 交付申請額27,000円 |
| 42 | 対象経費 | 対象家電等の取付工事費用や配送料は、補助の対象となりますか。 | 対象となりません。 補助対象経費は、附属品を含む本体購入費の税抜き価格が対象となります。 |
| 43 | 対象経費 | 販売店で値引きを受けた場合、補助対象経費はどのようになりますか。 | 補助対象経費は、本体購入費(税抜き)の値引き後の価格を指します。 このため、値引き後の税抜き本体購入費が補助対象経費となります。 |
| 44 | 対象経費 | 交付決定後に、購入する家電等の支払予定額が見積額より高くなりました。どうすればいいですか。 | 判明した時点で、販売店から再度見積書を徴取して、変更内容の承認申請をしてください。 交付決定額の変更について内容の審査をします。 |
| 45 | 対象経費 | 交付決定後に、購入する家電等の支払予定額が見積額より安くなりました。どうすればいいですか。 | 交付決定額内での交付になりますので、実績報告の際に支払額を確認し、支払額に応じた補助金を交付します。 |
| 46 | 対象経費 | 補助対象経費がエアコン(給湯器)1台110,000円(税抜き)でした。補助金交付決定額はいくらになりますか。 | 27,000円になります。 110,000円(税抜き) \times 1/4(補助率) =27,500円 補助額(千円未満切り捨て)27,000円 |
| 47 | 対象経費 | 補助対象経費がエアコン(給湯器)1台200,000円(税抜き)でした。補助金交付決定額はいくらになりますか。 | 30,000円になります。 200,000円(税抜き) \times 1/4(補助率) =50,000円 補助額 上限30,000円 |
| 48 | 対象経費 | 補助対象経費がエアコン1台110,000円(税抜き)と給湯器1台200,000円(税抜き)でした。補助金交付決定額はいくらになりますか。 | 57,000円になります。 【エアコン】 110,000円(税抜き) \times 1/4(補助率) =27,500円 補助額(千円未満切り捨て)27,000円① 【給湯器】 200,000円(税抜き) \times 1/4(補助率) =50,000円 補助額(千円未満切り捨て)上限30,000円② 【交付決定額】 ①+②=57,000円 |
| 49 | 対象経費 | 複数のエアコンを購入した場合は、補助金の上限はいくらになりますか。 | 補助対象の家電等は、エアコン、給湯器それぞれ1台までです。 複数台購入するエアコンのうち、最も購入価格が高いものを補助対象経費として申請してください。 |

よくあるご質問

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|--|--|
| 50 | 対象経費 | エアコン15万円と扇風機1万円を同時購入し、1万円の値引きを受けました。この場合、補助対象経費はどうなりますか。 | ①製品ごとの値引き額が判断できる場合 値引き額がそれぞれ5,000円の時 150,000円-5,000円(エアコン値引き分) =145,000円が補助対象経費 ②製品ごとの値引き額が判断できない場合 150,000円-10,000円(値引き全額) =140,000円が補助対象経費 |
| 51 | 対象経費 | 金券(商品券)を使用して支払った場合、補助金の額に影響ありますか。 | 影響ありません。 ただし、割引券やクーポン券は、値引き額として取り扱いますのでご注意ください。 |
| 52 | 実績報告 | 販売店独自のポイントを使用した場合、補助対象経費はどのようになりますか。 | 販売店で本体購入費から、クーポン等による値引きや販売店独自のポイント等の使用による値引きがあった場合は、値引き後の購入費(税抜き)が交付額確定の対象経費となります。 |
| 53 | 実績報告 | 購入に伴い付与されるポイントは、購入費用から減額されますか。 | 付与されるポイントは、購入費用から減額しません。支払金額に応じて付与されるポイントやクレジット会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。 |
| 54 | 実績報告 | クレジットカードや電子マネー決済で支払う場合、補助の対象となりますか。 | 補助の対象となります。 ただし、レシート又は領収書が必要となりますので、支払いの際に販売店舗に領収書の発行についてお尋ねください。 |
| 55 | 提出書類 | 申請書類の様式は、どこで入手できますか。 | 市ホームページからダウンロードしてください。 ダウンロードが難しい場合は、駅前庁舎3階「青森市環境政策課」、市民センター、支所に備え付けの申請書をご利用ください。 |
| 56 | 提出書類 | 申請書類の提出期限はありますか。 | 申請期限はありませんが、対象期間内に対象家電等の設置が完了している必要があります。 対象家電等は、販売店へ設置の注文をする前に申請していただき、交付決定を受け、設置工事完了日が10月31日までのものが対象となりますので、設置工事期間を考慮し、お早めに申請してください。 なお、交付申請額が、予算額に達した時点で、申請対象期間内であっても申請の受付を終了します。 |

よくあるご質問

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|---|--|
| 57 | 提出書類 | 住民票(世帯全員)の写しや完納証明書はどこで入手できますか。 | 以下の窓口で入手できます。 ただし、申請書内で、個人情報(住民登録情報、税情報)の利用につき、同意いただいた場合には提出不要です。 【住民票】 駅前庁舎市民課、浪岡庁舎市民課、各支所(浜館、奥内、原別、後湯、野内)、各情報コーナー(中央、柳川、西部、東岳、高田、油川、荒川、横内) ※マイナンバーカードがある方は、マルチコピー機による証明書自動交付サービスを導入しているコンビニでも取得することができます。 【完納証明書】(記載内容:青森市税に未納がない) 駅前庁舎市民課、浪岡庁舎市民課及び納税支援課、各支所、情報コーナー(柳川、西部、東岳、高田、油川、荒川、横内) |
| 58 | 提出書類 | 住民票(世帯全員)の写しにマイナンバーの記載は必要ですか。 | 不要です。 マイナンバーの記載がないものを提出してください。 マイナンバーが記載された住民票(世帯全員)の写しは受け取ることができません。 |
| 59 | 提出書類 | 住民票(世帯全員)の写しと完納証明書は、いつ時点のものが必要ですか。 | 補助金の交付申請の日より前3か月以内に発行されたものが必要です。 |
| 60 | 提出書類 | 非課税世帯ですが、完納証明書の提出は必要ですか。 | 課税、非課税にかかわらず必要ですが、申請書に税情報の確認について同意していただくと、書類の添付は省略できます。 |
| 61 | 提出書類 | 完納証明書とは納税証明書のことですか。 | 違います。 市税に未納がないことを証明する「完納証明書」の添付が必要ですが、申請書の税情報の確認について同意していただくと、書類の添付は省略できます。 |
| 62 | 提出書類 | 完納証明書は、誰のものが必要ですか。 | 申請者本人の証明書が必要です。 なお、同一世帯に属する方の証明書は不要です。 |
| 63 | 提出書類 | 見積書(領収書)には、金額のほかどのような情報が記載されている必要がありますか。 | 青森市内に所在する店舗で見積(購入)したことを証明できる必要があります。 見積(支払)月日、購入店舗名、購入した製品型番、税抜きの見積(支払)金額が記載されているものが有効となります。(様式は問いません。) |
| 64 | 提出書類 | 領収書に対象家電等(エアコン、給湯器)以外に補助対象外の家電等(扇風機、冷蔵庫など)が記載されています。添付書類として問題ありますか。 | 対象家電等の税抜き購入価格がわかるものであれば、そのまま添付していただいてもかまいません。 |
| 65 | 提出書類 | A店でエアコン、B店で給湯器の購入を考えています。どのように申請すればよいですか。 | 申請は、1世帯あたり1回限りとなりますので、1枚の申請書にまとめて申請してください。 |

よくあるご質問

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|--|--|
| 66 | 提出書類 | 添付書類(見積書、領収書)を紛失しました。申請(実績報告)できますか。 | 申請(実績報告)できません。必ず添付していただく書類なので、販売店に再発行についてお問合せください。 |
| 67 | 提出書類 | メーカー保証書とはどのようなものですか。 | メーカー保証書とは、家電製品等に添付されている製品製造者(メーカー)が発行する保証書のことです。製品名、製品型番、製造番号等が記載されているものを指します。 |
| 68 | 提出書類 | 製品製造者(メーカー)が発行する保証書の写しの代わりに、販売店が発行する保証書の写しを提出することは可能ですか。 | 不可とします。新品の購入であることの確認を兼ねているため、製品製造者(メーカー)発行の保証書がない場合は補助の対象外となります。 |
| 69 | 提出書類 | エアコンの「家電リサイクル券排出者控」を紛失した場合、再発行はできますか。 | 買い換え前の家電を引き取った販売店にお問合せください。 |
| 70 | 提出書類 | 見積書、領収書(レシート)、メーカー保証書、家電リサイクル券は原本を提出する必要がありますか。 | 領収書(レシート)は原本を、それ以外はコピーの提出をお願いします。原本を提出された場合は、返却いたしかねますので、ご注意ください。 |
| 71 | 提出書類 | 申請書の提出方法はどのようなものがありますか。 | 申請受付は、郵送又は駅前庁舎3階環境政策課へ持参のいずれかになります。郵送により申請される場合は、簡易書留など配達記録が残る方法を推奨いたします。持参される場合、窓口にて提出時に内容の確認は行いませんので、あらかじめご了承ください。 【郵送・持参先】 〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市環境政策課 省エネ家電等買い換え担当 |
| 72 | 提出書類 | 申請書を持参したいが、どこに行けばいいですか。 | 青森市役所駅前庁舎3階の環境政策課へお越しください。 【持参先】 〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市環境政策課 省エネ家電等買い換え担当 |
| 73 | 提出書類 | 申請書を持参したいが、受付時間を教えてください。 | 平日の午前8時30分から午後5時までです。窓口では書類の受け取りのみで、内容の確認は行いませんのであらかじめご了承ください。 |
| 74 | 提出書類 | 駐車場はありますか。 | アウガ駐車場又は青森駅前公園地下駐車場をご利用ください。駐車場ご利用の際は、駐車券を持って、窓口へお越しください。(1時間駐車料金免除) |
| 75 | 提出書類 | 申請書に消せるボールペンは使用できますか。 | 使用できません。鉛筆も使用しないでください。申請書を手書きで作成される場合は、必ず黒色ボールペンを使用して、記入してください。 |

よくあるご質問

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|---|---|
| 76 | 提出書類 | 買い換え前の製品のメーカー保証書は必要ですか。 | 処分する家電等のメーカー保証書は不要です。新しく購入した家電等のメーカー保証書の写しを実績報告に添付して提出してください。 |
| 77 | 提出書類 | メーカー保証書に製造番号が記載されていない場合、どのように対応すればよいですか。 | メーカー保証書で製造番号(シリアルナンバー)を確認しますので、記載がない場合は、購入された製品本体に印字されている製造番号を撮影したものを一緒に提出してください。 |
| 78 | 提出書類 | 申請書を書き間違えました。どのように訂正すればよいですか。 | 新しい申請書に書き直していただくか、訂正箇所にて二重線を引いて訂正印を押印の上、正しい内容を記入してください。修正には、修正液や修正テープは使用しないでください。また、金額の記載を誤った場合、金額は修正できませんので、必ず新しい申請書に書き直してください。 |
| 79 | 提出書類 | 夫がエアコンの、妻が給湯器の見積書をそれぞれの宛名でもらいました。どのように申請すればよいですか。 | 1世帯1申請となりますので、1つにまとめて申請してください。申請は連盟ではなく、夫か妻のどちらかの一人を申請者としてください。同一世帯かどうかは、住民票で確認します。 |
| 80 | 請求 | 補助金の振込先について、申請者以外の口座を指定できますか。 | 指定できません。申請者本人名義の口座に限定しています。口座をお持ちでない場合は、口座の開設をお願いします。 |
| 81 | 請求 | 補助金は請求からどれくらいで入金になりますか。 | およそ1か月くらいを目途に振込いたします。 |
| 82 | 請求 | 補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。 | 原則、国内の金融機関であれば対応可能です。 |
| 83 | 請求 | 補助金の振込先にゆうちょ銀行の口座を指定することはできますか。 | できます。通帳に記載されている「他金融機関からの振込用」の店名、預金種目、口座番号等を御記入ください。 |
| 84 | 予算額 | 補助金交付申請額が予算額を超えた場合は、どうなりますか。 | 交付申請額が予算額に達した時点で、申請対象期間内であっても受付を終了します。予算額に達した日に複数の申請(当日到着分)があった場合は、抽選を実施します。抽選になった方につきましては、交付決定又は不決定の通知によりお知らせします。また、予算に達した日の翌日以降に到着した申請については、交付不決定の通知によりお知らせします。 |
| 85 | 予算額 | この事業の補助金の予算額はどのくらいですか。 | 補助金の予算額は、約4,300万円としています。 |
| 86 | 予算額 | 予算があとどのくらい残っているかをどのように確認できますか。 | 市のホームページで予算の執行状況をお知らせします。(随時更新します。) |

よくあるご質問

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|------|---|---|
| 87 | 制限等 | 補助金の交付を受けた家電等は、どれくらいの期間使用しなければなりませんか。 | エアコンと給湯器のいずれも設置完了の日から6年間使用していただく必要があります。 |
| 88 | 制限等 | 使用制限の年数の根拠は何ですか。 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数としています。 |
| 89 | 制限等 | どういった場合に交付決定が取り消しになりますか。 | 申請書の「同意・誓約事項」や本事業の要綱に違反された場合、交付決定取消しの対象となりますので、申請書の「同意・誓約事項」や本事業の要綱は、申請前に必ずご確認ください。 また、交付決定の取消しにより、補助金の返還が発生し、納期限までに納付しなかった場合は、納期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金が発生しますので、御留意ください。 |
| 90 | 提出書類 | 「完納証明書」を取得したが、「滞納あり」とされた。令和元年12月末までの納期限分の市税に滞納はない。補助対象になるか。 | 完納証明書は、現時点での滞納を確認するものになっています。 本事業の補助対象者は、令和元年12月までに納期限が到来した市税に未納がない方ですので、そのことを確認するために、申請書にある税情報の確認について御同意いただくようお願いします。 |
| 91 | 補助対象 | 今あるエアコンを廃棄して、別の部屋に新しいエアコンを設置したいと思いますが、補助対象になりますか。 | 世帯内での買い換えですので、補助対象になります。廃棄するエアコンは、家電等リサイクル券を購入して廃棄をお願いします。(実績報告で、家電等リサイクル券排出者控えの写しが必要であるため) |
| 92 | 補助対象 | 窓用エアコンを壁につけるエアコンに買い換えたいと思いますが、補助対象になりますか。 | 補助対象になります。窓用エアコンの廃棄の場合も、家電等リサイクル券を購入して廃棄をお願いします。(実績報告で、家電等リサイクル券排出者控えの写しが必要であるため) |